

向日市バリアフリー特定事業計画

向日市

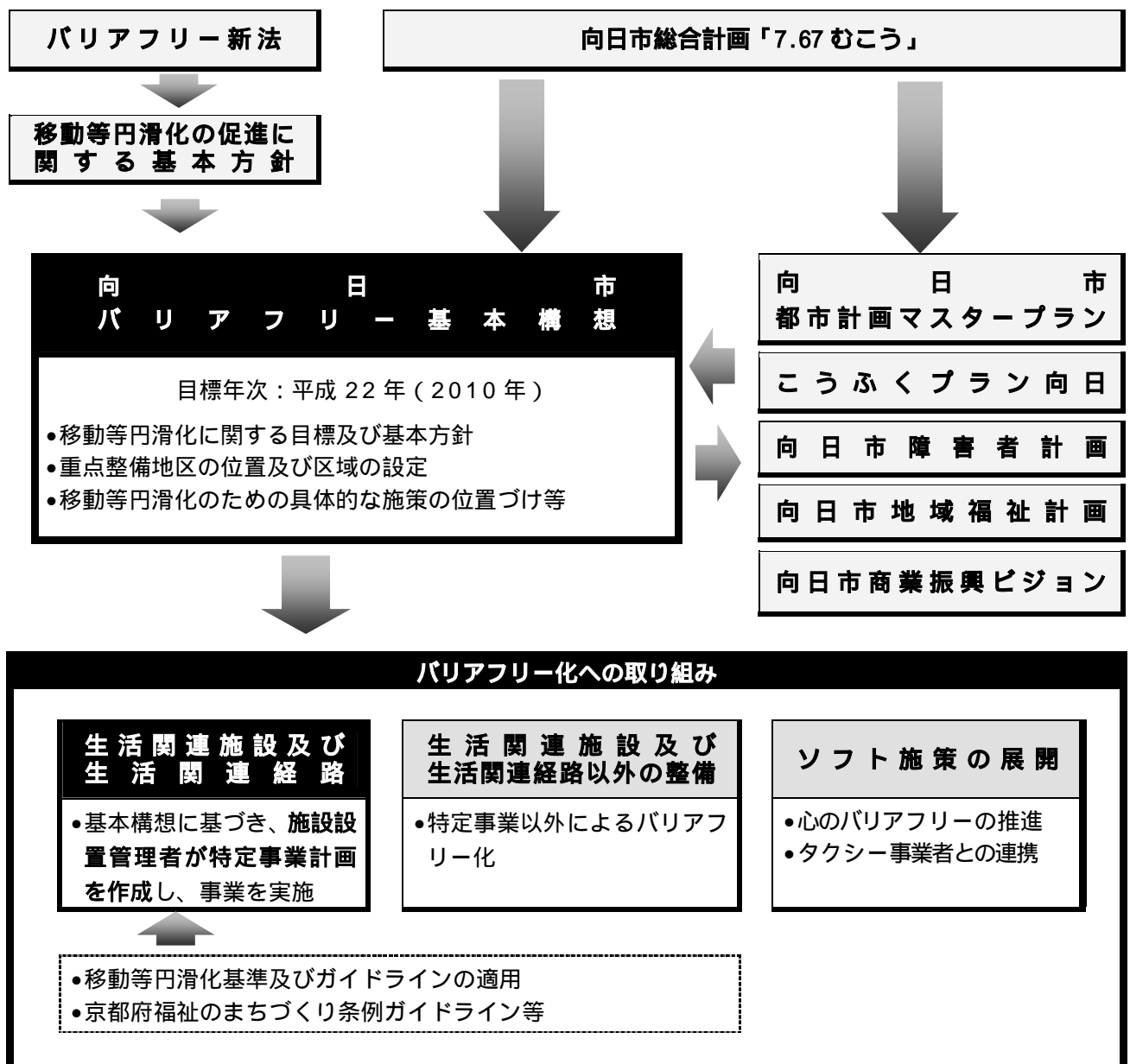
< 目 次 >

第 1 章	計画策定における基本的事項	
1.	特定事業計画策定の背景と位置づけ	1
2.	基本構想の概要	2
3.	特定事業計画の種類と定める事項	3
4.	特定事業計画の対象となる施設	4
5.	特定事業計画の策定方法	6
第 2 章	向日市道路特定事業計画	
1.	道路の整備方針	7
2.	対象道路における整備内容	11
3.	市道 2118 号線における整備内容	13
4.	道路における心のバリアフリー及び歴史文化との共生に関する事項	16
第 3 章	向日市建築物特定事業計画	
1.	建築物の整備方針	18
2.	対象建築物における整備内容	20
第 4 章	向日市都市公園特定事業計画	
1.	都市公園の整備方針	23
2.	対象公園における整備内容	24

第1章 計画策定の基本的事項

1. 特定事業計画策定の背景と位置づけ

我が国では、高齢化の進展や、障がいのある人と障がいをもたない人が同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の進展をうけ、平成18年12月「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下「バリアフリー新法」という。)が施行されました。これにともない、本市では、平成19年3月に「向日市バリアフリー基本構想」(以下「基本構想」という。)を策定し、移動等円滑化の目標や生活関連施設及び生活関連経路において実施すべき特定事業について定め、バリアフリー化へ向けた本格的な取り組みをスタートさせました。今後は、バリアフリー新法に基づき、各施設設置管理者が基本構想で定めた方針に沿った特定事業計画を作成し、バリアフリー整備の事業化へ向けた取り組みを進めます。



2. 基本構想の概要

(1) バリアフリー化の基本目標

あらゆる人が安全、安心に心地よく住み続けることができるまち『むこう』

あらゆる人々がバリアフリー化に取り組むことにより、高齢者、障がいのある人そして子ども連れの親子等をはじめとしたバリアフリーを必要とする人々が、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」のユニバーサルな考え方に基づいた安全、安心、快適さを享受し住み続けられるまちとなるようバリアフリー化に取り組めます。

そしてこれらの取り組みを通じて、協働によるユニバーサルのまちづくりへと発展させ、一度に実行することはできないまでもスパイラルアップ(段階的かつ継続的な発展)が可能な持続するまちづくりとし、あらゆる人々が住み続けることができるまち「むこう」の実現をめざしていきます。

(2) バリアフリー化の基本方針

(1) 重点的・一体的にバリアフリー化を図る地区をもうける

高齢者、障がいのある人等が日常的に利用する生活関連施設の分布状況などから重点的かつ一体的にバリアフリー化を図っていく地区を選定します。

移動経路上に一つでもバリアがあれば移動ができなくなってしまう人にとって、連続したバリアフリー化が重要であることから、市民にとって利用頻度の高い施設等が立地する地区を設定し重点的・一体的なバリアフリー化を推進することにより、効果的なバリアフリー化を図っていきます。

(2) 7.67 むこう(コンパクトシティ)の「むこうの安全・安心通り」をつくる

もっとも多くの人々が利用する生活関連施設として鉄道駅があります。鉄道駅から各施設を結ぶ生活関連経路を中心として、あらゆる人が一緒に語らいながら、目的の生活関連施設まで安全・安心に歩ける道をつくっていきます。

(3) あらゆる人々が集まりやすく、歩いて移動しやすいまちにしていく

車いすと歩行者、自転車そして車とあらゆる人が集まり、公園やポケットパークで休んだり、沿道の商店街で買物したりそして語らいもできるなど、移動しやすく生活を楽しむことができるまちにしていきます。

(4) 「心のバリアフリー」を促進する

互いのコミュニケーションを高める「心のバリアフリー」を促進させ、ハード面の施策とソフト面の施策が相互に補完し合うようソフト施策を充実させていきます。

(5) 協働のバリアフリーのまちづくりを推進する

まちのバリアフリー化は、高齢者や障がいのある人等及び市民と行政、そして施設設置管理者等が一体となって推進していく必要があります。一度に解決できることばかりではないため、バリアフリーのまちづくりを通じて市民間のバリアフリー意識の醸成等も図り、さらに持続して整備を図っていくスパイラルアップする協働のまちづくりを推進します。

3. 特定事業計画の種類と定める事項

(1) 特定事業計画の種類

基本構想に位置づけられている事業で、本市において実施される特定事業には、公共交通特定事業、道路特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業、交通安全特定事業があり、これらの事業を実施していくための特定事業計画が、施設設置管理者等ごとに作成されます。なお、本市が施設設置管理者となって作成する特定事業計画は、次の3つの特定事業計画です。

道路特定事業計画

道路において実施する事業で、歩道の拡幅、路面の構造の改善などのほか、施設の場所を案内する標識の整備などに関する計画

建築物特定事業計画

法律に定められた不特定多数の人が利用する建築物(特別特定建築物)において、障がいのある人等の移動や利用に適したエレベーター、トイレなどの整備に関する計画

都市公園特定事業計画

都市公園において、障がいのある人等の移動や利用に適した園路、障害者用トイレ、休憩所等の整備に関する計画

(2) 特定事業計画で定める事項

道路特定事業計画

- ・道路特定事業を実施する道路の区間
- ・道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

建築物特定事業計画

- ・建築物特定事業を実施する特別特定建築物
- ・建築物特定事業の内容
- ・建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- ・その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

都市公園特定事業計画

- ・都市公園特定事業を実施する都市公園
- ・都市公園特定事業の内容及び実施予定期間
- ・その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

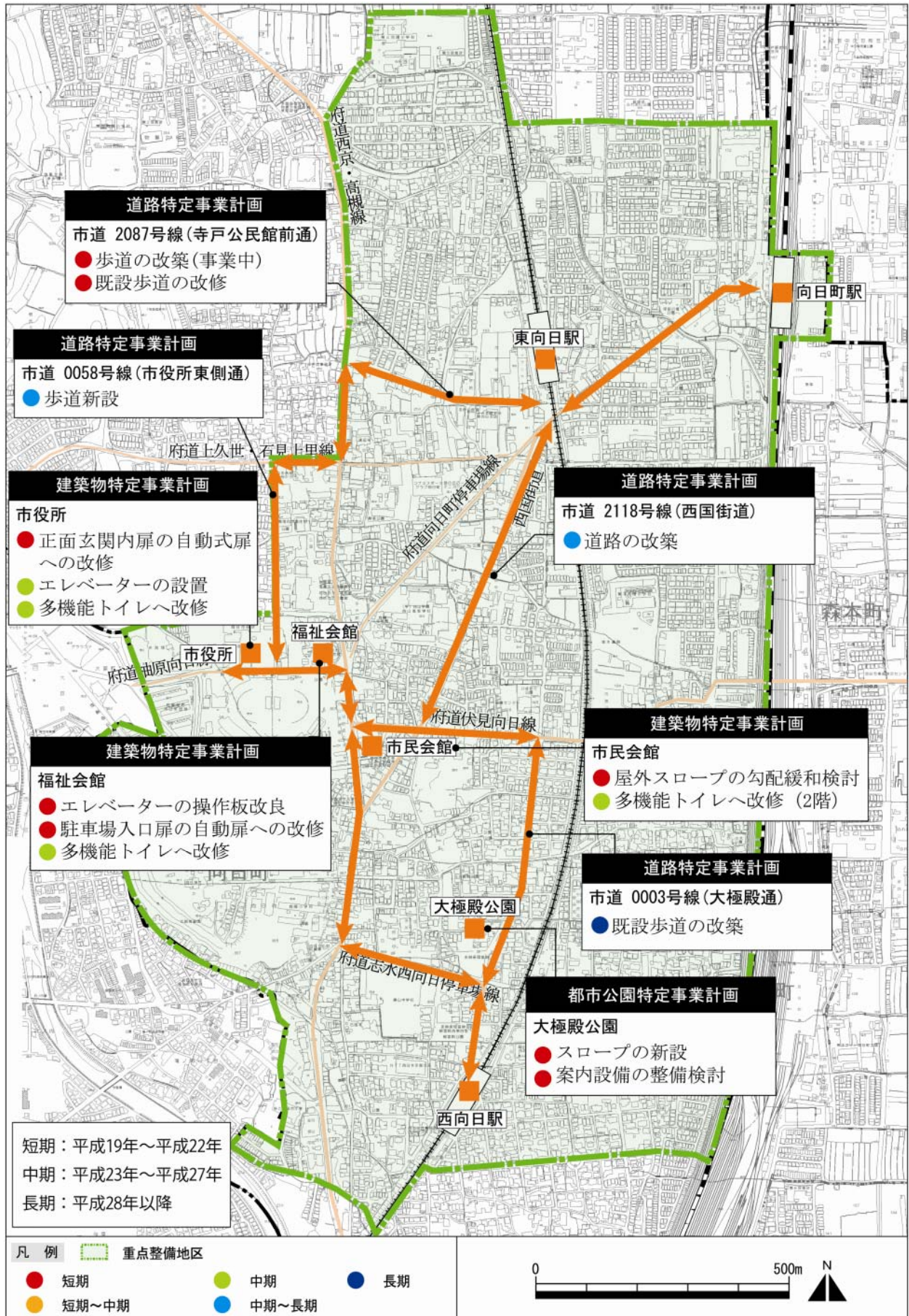
4. 特定事業計画の対象となる施設

市が施設設置管理者となる施設等のうち、基本構想の整備の目標において短期及び中期に位置づけられている整備内容について特定事業計画を作成します。

基本構想に位置づけられている特定事業計画の対象

特定事業の種類	特定事業の対象	整備の目標	整備時期
道路特定事業	市道 2087 号線	歩道の改築	短期
		既設歩道の改修	短期
	市道 0058 号線	歩道の新設	中期～長期
	市道 2118 号線	道路の改築	中期～長期
	市道 0003 号線	既設歩道の改築	長期
建築物特定事業	市役所	正面玄関内扉の自動式扉への改修	短期
		多機能トイレへの改修	中期
		エレベーターの設置	中期
	市民会館	屋外スロープのこう配緩和	短期
		多機能トイレへの改修（2階）	中期
	福祉会館	エレベーター操作板改良	短期
駐車場入口扉の自動扉への改修		短期	
多機能トイレへの改修		中期	
都市公園特定事業	大極殿公園	スロープの新設	短期
		案内設備の整備	短期

基本構想における特定事業の整備目標図



5. 特定事業計画の策定方法

(1) 向日市バリアフリー推進委員会の設置

本市においては基本構想に定めた特定事業等の推進に向けた取り組みを進めるため、「向日市バリアフリー推進委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、基本構想のスパイラルアップを図っていくこととしています。

この委員会は、道路や建築物等のハード面の改修だけでなく、バリアフリー情報等のソフト面の対策や心のバリアフリーの取り組みについても検討し、広くバリアフリーに対する認識を高めるとともに、各特定事業の進捗状況の把握や関係機関との調整を行うことにより、バリアフリーの推進に努めていく役割を担っています。

また、この特定事業計画の策定にあたっては、市民によるワークショップを経て、この委員会を中心に策定を進めることとしました。

(2) ワークショップによる計画策定

本市が取り組む特定事業計画のうち道路特定事業計画の対象路線である市道2118号線は、府道向日町停車場線とともに、かつて西国街道として栄えた地域を形成しており、その沿道には江戸時代の面影が残る建（造）物が見られ、また常夜灯や石碑等の街道をうかがわせるモニュメントなども点在しており、これらの歴史文化資源と共存した道づくりに取り組むことが望まれています。

さらに府道向日町停車場線は阪急東向日駅とJR向日町駅を結ぶ本市の骨格となる主要な道路であり、沿道には商店等が立地する賑わいのある道でもあります。

この道路のバリアフリーを進めていくために、沿道の住民や商店、あるいはまちづくりや歴史文化に関心のある人など、様々な立場から、「協働による道づくり」について考えるワークショップを開催し、意見交換の結果をこの特定事業計画に反映することとしました。

(3) ワークショップと心のバリアフリー

この特定事業計画は、道路、建築物、都市公園を対象とするハード整備のための基本的な考え方を示す計画です。しかし、基本構想に掲げたバリアフリー化の基本目標を実現していくためには、ハード整備のみならず、「心のバリアフリー」による取組と一体となって推進していく必要があります。

このため、特定事業計画では、「心のバリアフリー」の具体の方向を指し示す必要があることから、バリアフリーについてともに考え話し合う場、検討された内容を確認する場としてワークショップを位置づけています。

第2章 向日市道路特定事業計画

1. 道路の整備方針

基本構想で定められた、整備の基本的な考え方や整備方針、具体的方針を踏まえ、各道路の区間における整備の内容を示します。ただし、基本構想において、市道 2118 号線は、「歩行者の移動上の利便性及び安全性に配慮した整備を行っていくものとし、具体的な整備の方向性については今後検討していく」とのただし書きを付していることから、別の項を設けて整備内容を示します。

(1) 歩車分離及び歩道等の高さ

歩道等と車道等との間に高さ 15cm 以上の縁石を設置します。

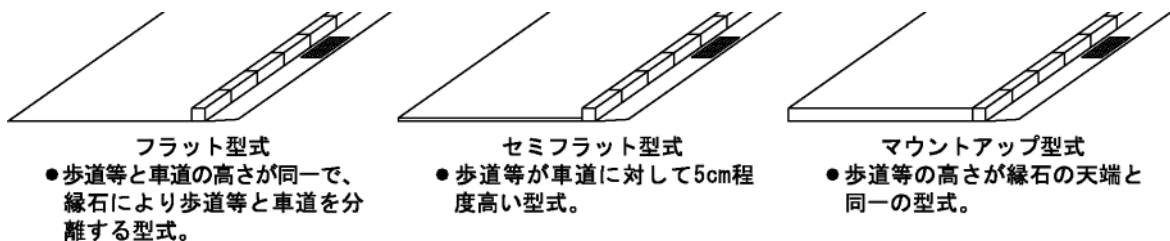
自動車の交通量が多く歩行者の安全を確保するために必要な場合は、歩道等と車道等との間に高さ 15cm 以上の縁石と柵等により歩車分離を行います。

車道等に対する歩道等の高さは 5cm を標準とし、バス停留所及び宅地への車両乗り入れ部を考慮して定めます。

歩道等と車道等の間には、走行する車両が歩道に乗り上げ、歩行者に危害を加える可能性を低くするため、高さ 15cm 以上の縁石を設置します。また、交通量の多い道路で、歩行者の安全性をより高める必要のある道路では、柵等も合わせて整備を行います。

歩道面の高さは、縁石と同じ高さの 15cm 以上とした場合、車両乗入部や交差点部で車道と高さを合わせるためにすりつけこう配が生じて、波打った歩道となりやすく車いす使用者等にとって利用しづらい歩道となることから、歩道等の高さは車道等に対して 5cm を標準としたセミフラット型式の整備を基本とします。ただし、バス停留所が設置される部分では、バスの床面と歩道面の高低差を小さくするためマウントアップ型式の歩道とします。また、歩道に接する宅地の入口の高さが高く、セミフラット型式等の整備により歩道と宅地の間に段差が生じる場合などは、マウントアップ型式による整備を行います。

【 歩道等の型式 】



(2) 舗装

平坦で、滑りにくく、水はけの良い構造とします。
視覚障害者誘導用ブロックと対比できる色とします。

舗装は、車いす使用者へ配慮し、できるだけ平坦な舗装とし、平板舗装等を行う場合には、その目地が小さくなるよう留意します。また、雨天時等に滑りにくい舗装とし、水たまりなどができにくいように水はけの良い舗装にします。舗装の色は、視覚障害者誘導用ブロックの色が弱視の人に見えやすい色となるよう、舗装の色を検討し整備します。

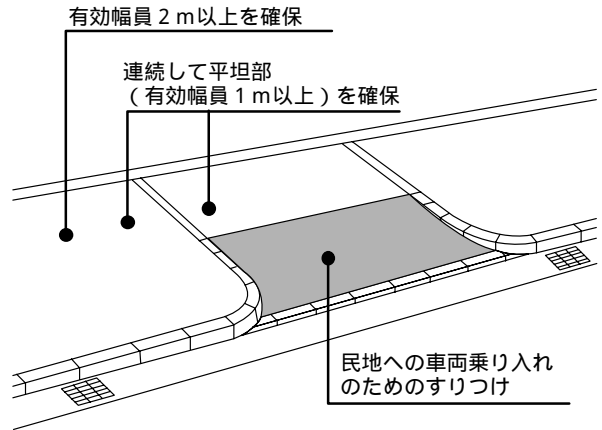
(3) 幅員

有効幅員 2m以上を確保します。(やむを得ない場合は 1.5mとします。)
 横断こう配 1% (2%) 以下の部分の幅員を 1m以上確保します。

車いすでのすれ違いが可能なように、歩道等の有効幅員は 2m以上 (歩道の場合：2m以上、自転車歩行者道：3m以上) とします。ただし、対象道路の沿道に連続して建築物が立地しているなど、2m以上の歩道の拡幅が困難な場合には、有効幅員は 1.5m以上とし、車いすがすれ違うことができる空間を部分的に確保します。

マウントアップ型式の歩道等における車両乗り入れ部については、移動等円滑化基準の経過措置に基づき、暫定的に平坦部の幅員を 1m以上とします。

【 車両乗り入れ部整備イメージ図 】



	歩行者交通量の多い道路	その他の道路
歩道	<p>3.50m</p>	<p>2.00m</p>
自転車歩行者道	<p>4.00m</p>	<p>3.00m</p>

(4) こう配

縦断こう配は 5%以下とします。(やむを得ない場合は 8%以下とします。)
 横断こう配は 1%以下とします。(やむを得ない場合は 2%以下とします。)

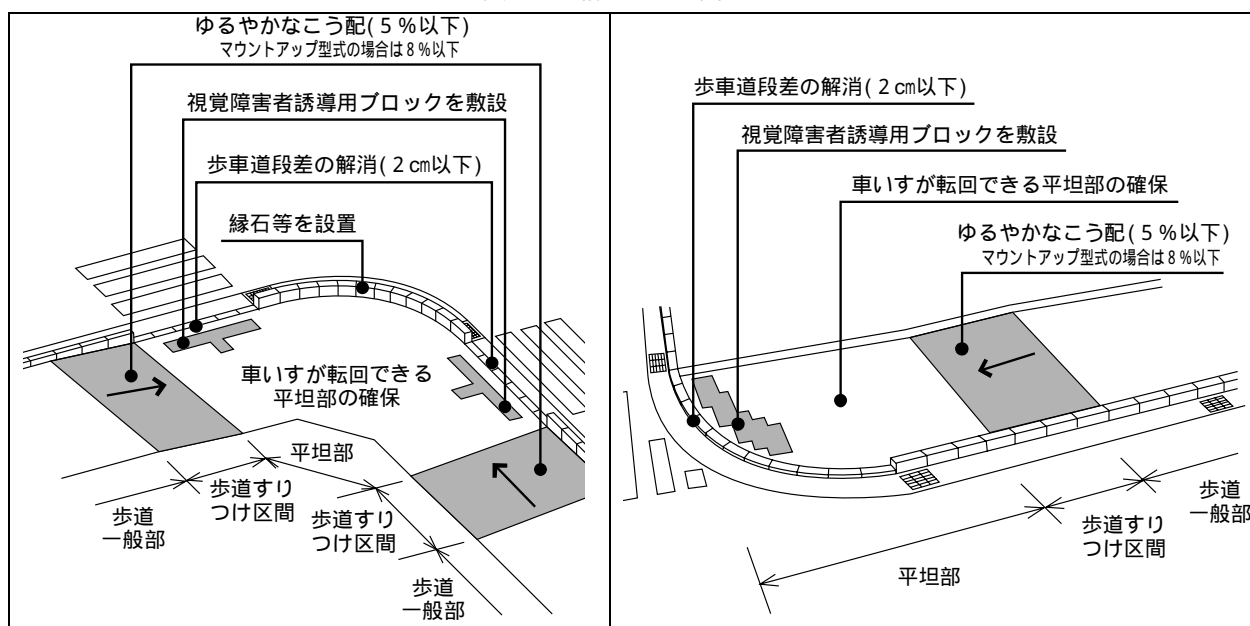
進行方向に生じる縦断こう配は、5%以下、横断こう配は 1%以下となるよう整備を図ることとします。ただし、本市は地形上の理由により急なこう配が生じやすい地域であるため、この基準を遵守することが困難な場合もあります。その場合は、縦断こう配を 8%以下、横断こう配を 2%以下まで許容するものとします。

(5) 交差点等

縁石等による歩車道の段差は2cm以下とします。
横断歩道の手前に車いすが転回できる平坦部を確保します。
横断歩道の手前に点状ブロックを敷設します。

車いす使用者におけるバリアフリー化を図るため、すりつけこう配を緩和するとともに、横断歩道接続部の手前に車いすが転回することが可能な平坦部を確保します。また、横断歩道接続部等の歩車道段差は2cm以下とし、視覚障がいのある人が歩車道境界を認識できるよう、視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。

【 交差点整備イメージ図 】



(6) 視覚障害者誘導用ブロック

黄色を基本とし、舗装と対比できる色とします。
連続した線状ブロックを必要に応じて敷設します。

視覚障害者誘導用ブロックの色は黄色を基本とし、周辺の舗装面と輝度比2.0程度を確保します。また、歩道等の横断歩道接続部等の手前には、視覚障がいのある人への注意喚起のため、点状ブロックを敷設するとともに、通行の方向を示すため、線状ブロックを部分的に敷設します。

連続した線状ブロックは、歩道等の幅員が狭く視覚障害者誘導用ブロックが車いす等の通行に支障をきたす場合には、視覚障害者誘導用ブロックのあり方について当事者間の意見を踏まえて検討を行います。また、マンホールや雨水ます等により視覚障害者誘導用ブロックを直線的に敷設することが困難な場合は、視覚障がいのある人の意見を聞いたうえで、その敷設方法を検討します。

(7) 休憩施設

歩道等の幅員を考慮したうえで、必要に応じてベンチ等を設置します。

歩道等の有効幅員が 2m以上得られる場合には、ベンチ又はベンチと同様の機能を有する施設を設けます。ベンチ等の休憩施設を配置する場合には、高齢者等に配慮し、100～200m 間隔で設置することを基本とします。

(8) その他

歩行経路上にあるグレーチングは、目が細かく、滑り止め対策を施します。
新設する側溝ふたは、小さなふた穴のものとするよう努めます。
放置自転車、沿道店舗の看板、陳列物、生け垣等の撤去・指導を行います。
道路の整備時期に合わせて、電柱の集約化について電柱管理者と検討を行います。
街路樹のある道路や歴史性が感じられる道づくりにも配慮し、心地よく散策ができる道路空間の創出に努めます。

有効幅員の確保等の整備効果が十分発揮できるよう、障害物等の排除に努めます。

2.対象道路における整備内容

路線名称：市道 2087 号線（寺戸公民館前通り）

事業区間：物集女街道交差点～東向日駅交差点

延長：420m

事業の内容	事業箇所	事業量	事業実施予定年度
・歩道の拡幅	1箇所	50m	平成 19 年度 ～ 平成 22 年度
・舗装の改修	2箇所	70m	
・視覚障害者誘導用ブロック（点状）の敷設	各交差点部	-	
・交差点部における段差の解消及びこう配の緩和	2箇所	-	

事業実施に際して
配慮すべき事項

歩行経路上にある粗目のグレーチングの改修

事業実施箇所図



路線名称：市道 0058 号線（市役所東側通り）

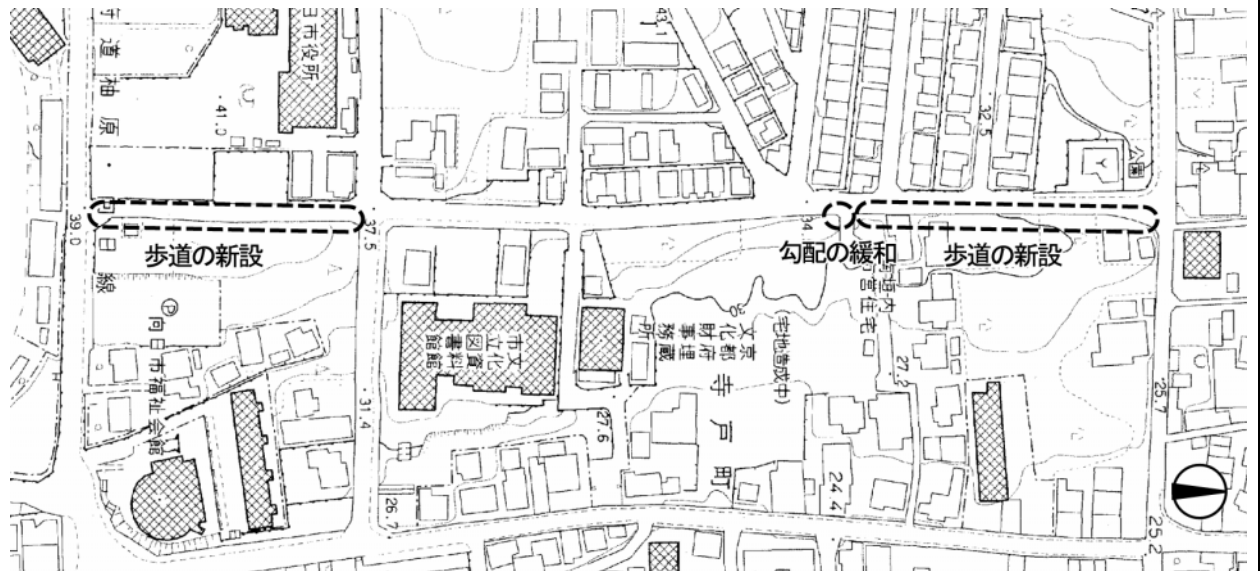
事業区間：府道上久世石見上里線交差点～府道柚原向日線交差点

延長：300m

事業の内容	事業箇所	事業量	事業実施予定年度
・歩道の新設	2箇所	210m	平成 23 年度 ～ 平成 27 年度
・視覚障害者誘導用ブロック（点状）の敷設	各交差点部		
・交差点部における段差の解消及びこう配の緩和	各交差点部		

事業実施に際して
配慮すべき事項

事業実施箇所図



3.市道 2118 号線における整備内容

市道 2118 号線は、基本構想におけるアンケート調査やタウンウォッチング調査によって、非常に多くの意見が寄せられ、市民の関心の高さがうかがえる道路です。また、道路幅員が5～6m程度と狭く、十分な歩道幅員を確保できない路線であることや、交通量が比較的多いことから、安全性の向上について、検討を要する路線でもあります。そのため、基本構想においては、「西国街道は歩行者の移動上の利便性及び安全性に配慮した整備を行っていくものとし、具体的な整備の方向性については今後検討していく」と定められ、整備方針の策定が課題として残されています。また、本路線は、西国街道の一部となっており、歴史的な道づくりにも取り組んだ経緯があることから、バリアフリーの整備にあたってはこの街道が有する歴史文化資源との調和を図り、どのようなバリアフリー整備がふさわしいかを検討することとしました。

(1) 市道 2118 号線の現況



(2) ワークショップにおいて出された意見の概要

舗装に関する意見の概要

歴史性よりも生活性を重視した道路整備
 舗装はカラー舗装や平坦な石畳、石貼りもしくはアスファルト舗装がよい。ただし、カラー舗装は高齢者には判別しにくいなどの問題がある。
 側溝部分の波うちが問題であり、歩行者スペースの整備が重要である。
 石畳の耐久性に問題があり、維持管理を適切に行うか、維持管理が少なくすむ素材を用いることが重要である。

歩車分離に関する意見の概要

誰もが利用しやすい安全な道づくり
 交通規制に対する限界がある。
 片側に歩道を設置する。(歩道はマウントアップ、フラットについて検討)
 歩道は車いすが通行できる程度の幅が必要である。

その他のバリアフリーに関する意見の概要

休憩できるスペースの設置
 道路を横断しているグレーチングの目の改善
 車両に対する通行規制を行う。
 電柱の共架及び移設の検討を行う。

(3) ワークショップから導き出される整備の方向

ワークショップの意見をもとに、今後の市道 2118 号線における項目ごとの方向をまとめました。

項目	意見を踏まえた課題と整備の方向
舗装	沿道住民等の意見としては、生活道路への指向性が大きく、安全で歩きやすい舗装とする。 石畳の施工性の悪さを指摘する声が大きいため、平坦性が確保された整備をするとともに、道づくりの観点から、歴史性がうかがえる舗装を検討する。
歩車分離 歩道構造	一方通行と速度規制など交通安全対策が実施されているが、違反の実態が指摘されており不十分な対策であると考えられる。歩車分離を望む声が多く、一定の歩車分離を図った整備を行う。 歩道を設置する際には、車いす使用者も通行できる幅員が必要であるという意見があり、片側への歩道設置を検討する。
電柱等障害物	電柱は集約化を望む意見が出されており、施設設置管理者と協議のうえ集約化を検討する。また、すでに一部移設も取り組まれているが、沿道住民と協議の上、移設可能な電柱の移設を進める。
その他の事項	現在設置されている粗目のグレーチングは危険であるとの指摘があり、道路の整備時期が中長期となってもグレーチングは早期に整備する。 休憩できるスペースを設けるなど沿道の住居や商店との協力による道路づくりが求められている。西国街道についてもPRし、歴史性のある道づくりについて積極的な意見が見られる。

(4) 市道 2118 号線における整備内容

路線名称：市道 2118 号線（西国街道）			
事業区間：府道伏見向日線交差点～府道向日町停車場線交差点			
延 長：620m			
事業の内容	事業箇所	事業量	事業実施予定年度
・歩道の新設	全区間	620m	平成 23 年度 ～ 平成 27 年度
・舗装の打ち替え	全区間	620m	
・視覚障害者誘導用ブロック（点状）の敷設	各交差点部		
事業実施に際して 配慮すべき事項	歩行経路上にある粗目のグレーチングの改修 歴史文化との共生を考慮した整備		
事業実施箇所図			

4. 道路における心のバリアフリー及び歴史文化との共生に関する事項

府道向日町停車場線は、市道 2118 号線とともに、歴史文化の面影が残る西国街道という共通点があることから、心のバリアフリー、歴史と共生する道づくりをテーマにワークショップを行ってきました。

府道向日町停車場線は、すでに歩道の新設や改築への事業が進められており、今後も移動等円滑化基準への適合を目指した整備が図られつつあります。ワークショップでは、ハード整備による十分な効果が得られるよう、心のバリアフリーや市の貴重な歴史文化資源の活用と共生という観点から、意見を交換し、多くの意見が出されました。

(1) ワークショップの意見に見られる課題

市道 2118 号線における意見の概要

学生や自転車の通行マナーの向上
聴覚障がいのある人に対する配慮
自転車の通行スペースの確保
刈込み等の民地側の障害物におけるマナー

府道向日町停車場線における意見の概要

携帯で通話しながらの自転車の運転
店舗利用時における乱雑な路上駐輪
商店の看板による歩行スペースの阻害
安全に走れるような自転車の通行スペースの確保
歩道上や沿道における休憩スペースの確保
街路樹の植栽など自然環境に配慮した道路
沿道店舗によるバリアフリー化への取り組み

歴史文化に関する意見の概要

歩道のデザイン、ストリートファニチャー等は西国街道としての統一的なデザインを検討
歴史の掘り起こしを行い、歴史を活かした道づくりへの取り組み
歴史的な遺産のPR活動の推進

(2) 心のバリアフリーに関する取り組み方策

自転車利用者のマナー向上

自転車利用者における心のバリアフリー方策は、自転車利用者と歩行者のよりよい共存へ向けた啓発と、駐輪マナーの向上に取り組みます。また、学生らのマナー向上を目指し、教育機関による取り組みについても呼びかけを行っていきます。

【自転車利用時におけるマナー】

自転車は原則として車道を走行する。

交通量の多い道路などでやむを得ず歩道を走行する場合には車道側を徐行する。

聴覚障がいのある人など自転車の接近に気付きにくい人もいるため、歩行者への接近時には細心の注意を払う。

店舗利用時には路上駐輪は行わず、駐輪スペースに駐輪する。また、駐輪スペースが不足している店舗については、店舗に駐輪スペースの確保を求める。

違法駐輪及び違法駐車を取り締まりの強化

JR 向日町駅及び阪急東向日駅周辺の自転車等放置禁止区域においては、引き続き違法駐輪の撤去に取り組んでいきます。違法駐車については、警察による取り組みが行われており、生活関連経路における違法駐車を取り締まり強化を要請していきます。

店舗看板等の道路占用物

道路上に置かれている看板等は、不法占用となることから、道路管理者によるマナー向上のための指導や啓発を行っていきます。

沿道の店舗と協力したバリアフリー及び歴史文化との共生への取り組み

沿道に立地する小売店舗や飲食・サービス店舗は特別特定建築物であり、バリアフリー新法における建築物移動等円滑化基準への適合努力義務が課せられています。道路のバリアフリー整備だけでなく、歴史的な要素を考慮した沿道景観形成や沿道店舗等におけるバリアフリー化を進めることで、だれもが買い物や飲食などを楽しめる、にぎわいのある商業空間として、メインストリートの形成を誘導していきます。このような取り組みを促進していくため、今後は、向日市まちづくり条例を活用した「まちづくり協議会」の設立に向けた支援を行うとともに、これらの地域のまちづくり協議会と連携したバリアフリー化を推進していきます。

第3章 向日市建築物特定事業計画

1. 建築物の整備方針

基本構想で定められた、整備の基本的な考え方や整備方針、具体的方針を踏まえ、整備の目標に沿った各建築物における整備の内容を示します。

(1) 移動経路（水平経路）

公共用通路との出入口や玄関及び高齢者、障がいのある人等が利用する設備に設けられる出入り口については、できるだけ広い幅を確保し、「段」などを設けないものとします。
既設の「戸」については不特定多数の人が利用する「戸」であって、障がいのある人等が介助等を得られにくい「戸」について自動扉化を図っていきます。

建築物移動等円滑化基準では、出入口の幅は80cm以上と定めており、高齢者、障がいのある人等が利用する出入口はこの値以上とする必要があります。また、建築物移動等円滑化誘導基準では、より望ましい出入口の幅は90cmと定めているほか、正面玄関等は120cm以上と定めています。そのため、正面玄関等の多数の人が利用する出入口を整備する際には、可能な限り、幅が120cm以上となるよう整備を図ります。また、正面玄関等では戸の構造を自動扉とし、出入口部に段が生じる場合にはスロープなどにより段差を解消します。

(2) 移動経路（垂直移動）

多数の人が利用するエレベーターを設置する場合は、車いす利用者の支障とならない構造とするほか、音声案内装置を設け操作盤などはあらゆる人が利用しやすい構造となるよう配慮します。
多数の人が利用するスロープには、手すりを設置するほかスロープの路面とその前後の路面とに明度差を設け、その上端及び下端には点状ブロックを敷設するものとします。

エレベーターのかごの構造は、建築物移動等円滑化基準及び建築物移動等円滑化誘導基準ともに、出入口の幅は80cm以上、かごの奥行きは135cm以上となっていることから、エレベーターを設置する場合にはこの値以上とします。

かご内及びエレベーター乗降場付近に設置する制御装置は、車いす使用者が利用しやすい高さに操作盤を設置し、ボタン表示は凸文字でボタン操作の確認音が出るものなど、視覚障がいのある人も利用しやすい装置とします。

このほか、かご内には、緊急時における聴覚障がいのある人への対応が可能となるようカメラを設置する等、かごの内部の状況がわかるようなものとします。

(3) 便 所

既に設置されている身体障害者トイレにおいて、設備更新時に多機能トイレへの改良を図ります。

車いす使用者が利用できる構造となっている身体障害者トイレにおいては、オストメイトの人も利用できる多機能トイレへと改良を図ります。オストメイトの人が利用できる設備は、トイレ内にスペースが十分確保できる場合には、温水機能付きの設備を整備します。

(4) 情報案内設備等

主要な設備の付近には、その設備が設置されていることを示す案内サインをわかりやすい位置に設置します。

バリアフリー化を図る主要な設備については、その付近に標準案内図記号による標識を設置します。また、標識は主要な動線上から見えやすい位置に設置します。

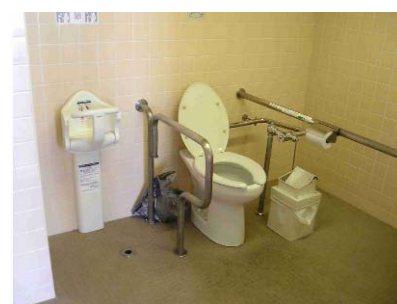
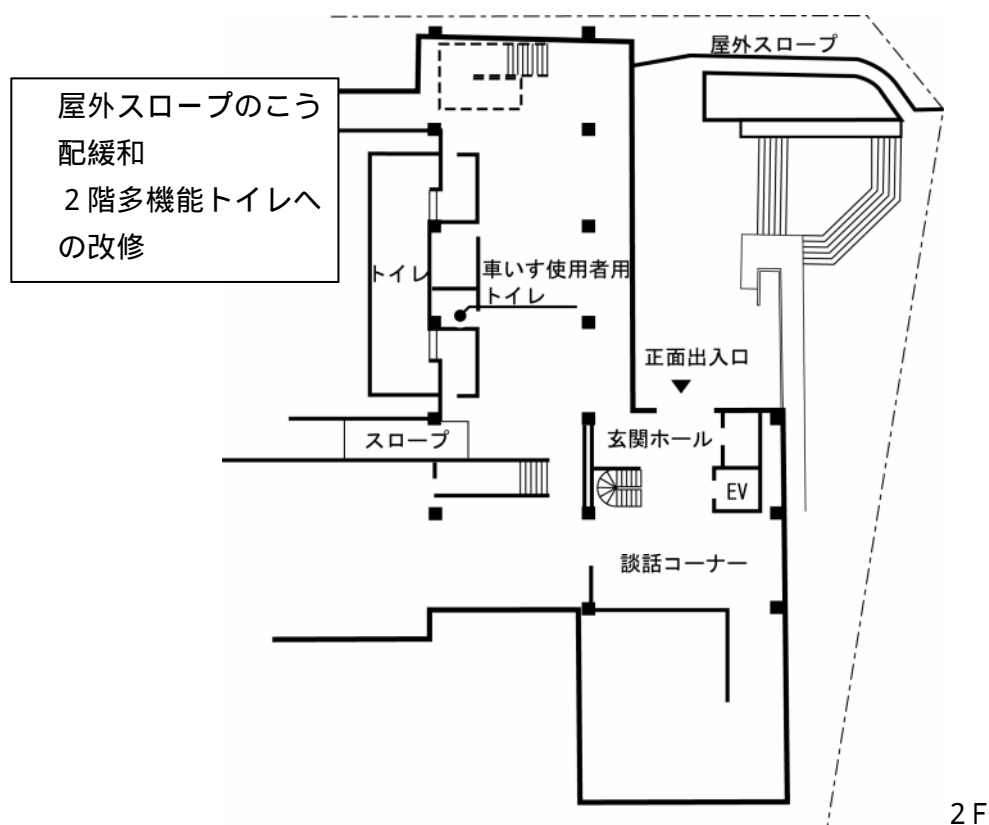
2.対象建築物における整備内容

向日市役所			
事業の内容	事業箇所	事業費(千円)	事業実施 予定年度
・本館正面玄関内扉及び西入口扉の自動扉への改修	各1箇所	8,000	平成19年度
・スロープの設置			
・エレベーターの設置	1箇所	35,000	平成27年度
・1階車いす使用者用トイレの多機能トイレへの改修	1箇所	2,000	平成26年度
・2階議場へつながる段差部分へのスロープ設置	1箇所	1,400	平成25年度
資金調達の方法	一般財源		
事業実施に際して 配慮すべき事項	エレベーターは、耐震改修促進計画との整合を図りながら設置位置について検討していきます。 エレベーター及び多機能トイレの整備とあわせて、標準案内図記号による標識を設置します。		

市民会館			
事業の内容	事業箇所	事業費(千円)	事業実施 予定年度
・屋外スロープのこよう配緩和	1箇所	6,700	平成22年度
・2階車いす使用者用トイレの多機能トイレへの改修	1箇所	2,000	平成26年度

資金調達の方法	一般財源
事業実施に際して 配慮すべき事項	トイレの整備とあわせて、標準案内図記号による標識を設置します。

市民会館平面図



福社会館			
事業の内容	事業箇所	事業費(千円)	事業実施予定年度
・地階駐車場の戸の自動扉への改修	1箇所	1,400	平成22年度
・2階車いす使用者用トイレの多機能トイレへの改修	1箇所	2,000	平成25年度
資金調達の方法	一般財源		
事業実施に際して配慮すべき事項	トイレの整備とあわせて、標準案内図記号による標識を設置します。		
福社会館平面図			

第4章 向日市都市公園特定事業計画

1. 都市公園の整備方針

基本構想で定められた、整備の基本的な考え方や整備方針、具体的方針を踏まえ、都市公園における整備の内容を示します。

また、基本構想における基本的な考え方や整備方針をふまえ、史跡等文化財に留意しつつ、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を行います。

(1) 移動経路

公共用通路から公園出入口までには「段」などを設けないものとし、地形及びその他の状況などによりやむを得ず「段」が生じる場合にはスロープを併設することにより段差を解消するものとします。

出入口にスロープを設置する場合には、主要な動線の近くに設置するよう努め、できるだけ分かりやすい位置に設置します。

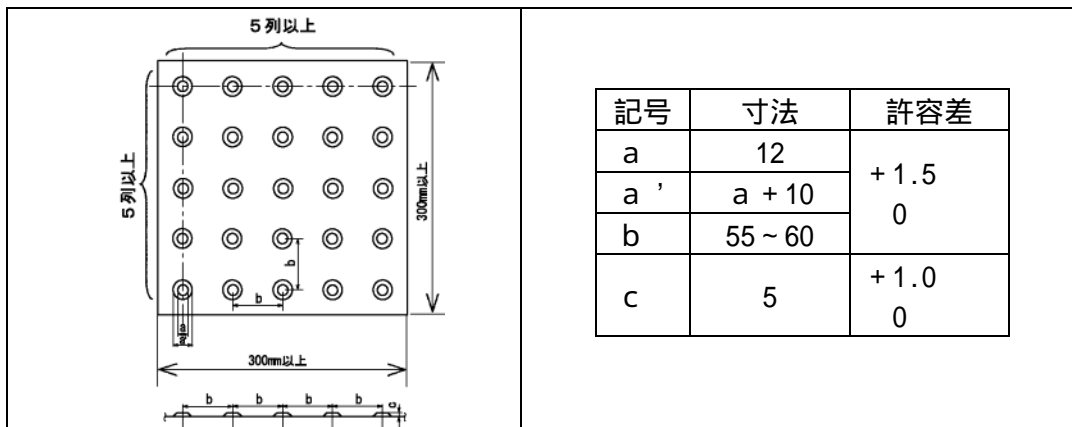
スロープの設置に際しては、幅員が1.5m以上確保できるよう整備を図るとともに、縦断こう配が、5%以下、横断こう配が生じないように設計を行います。また、スロープの路面は滑りにくい素材とするか、滑り止め等の加工を行い、構造上転落の危険性のあるスロープについては立ち上がり又は側壁を設けます。

(2) 案内設備等

公園の配置等に関する情報案内板を設ける場合には、点字による表示を設けるものとし、案内板から最も主要な出入口を結ぶ経路には線状ブロックを敷設するものとします。

道路等に接する公園出入口部及び階段に接する上端部分においては点状ブロックを敷設するものとします。

スロープの上端については、平衡性を失って転落することを防止するため、視覚障害者誘導用ブロックの点状ブロックを設置します。また、スロープの下端については、道路と接する部分であることから、その存在を知らせるため、視覚障害者誘導用ブロックの点状ブロックを設置します。なお、視覚障害者誘導用ブロックはJIS T9215に準拠したものとします。



2.対象公園における整備内容

大極殿公園			
事業の内容	事業箇所	事業量	事業実施予定年度
・スロープの設置	2箇所	10m	平成19年度
・スロープ上下端部への視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)の敷設	2箇所		
事業実施に際して配慮すべき事項	当該公園は史跡公園であるため、文化財保護に配慮した施設整備を行います。		
事業実施イメージ図			
<p>The diagram is a site plan of Daigokuden Park. It shows several paths and green spaces. Three specific locations are highlighted with red hatched areas and labeled with arrows: two locations for 'スロープの設置' (Slope installation) and one location for '点状ブロック敷設' (Tactile block paving). The paths are shown in light green, and the surrounding areas are in light brown. There are several circular green shapes representing trees or bushes scattered throughout the park.</p>			